

独自基準の概要

①居室等の安全性の確保

国基準	奈良県基準
規定なし	【条例】 各施設の配置、構造及び設備について、利用者の安全の確保について十分配慮する旨を規定。
趣 旨	安全性に配慮された居室の設置を推進する。

②非常災害時における備蓄用非常食等の確保

国基準	奈良県基準
規定なし	【条例】 非常災害時における備蓄用として、施設の実情に応じた非常食、飲用水、日用品等の確保に努めなければならない旨を規定。
趣 旨	入所施設における災害対応強化を図る。

③身体拘束の原則禁止の実効性の確保

国基準	奈良県基準
規定なし	【条例】 ・身体拘束廃止に係る研修の実施及び身体拘束廃止委員会を設置する旨を規定。 ・身体拘束記録に『「緊急やむを得ない理由」についての検討記録』、『検討を行った者』、『解除予定日』、『解除に向けた具体的な取組』を記載する旨を規定。
趣 旨	「緊急やむを得ない理由」等の判断を合議体で行うこと及び身体拘束記録への記載事項の追加により、判断の過程の客観性を確保するとともに慎重な判断を促し、『身体拘束ゼロ』の実現に資する。

④キャリアパスの整備

国基準	奈良県基準
規定なし	【条例】 事業者等は職員に対して、その能力、資格、経験等に応じた適切な処遇を行うよう努めなければならない旨を規定。 【要綱】 条例の当該条項は、職員の能力、資格、経験等に応じた適切な処遇を行うことにより、職員がやりがいを持って働き続けることができる職場環境の整備を促進する趣旨である旨を規定。

⑤特別養護老人ホームにおける居室定員の変更

国基準	奈良県基準
【省令】 居室の定員を1人とするが、例外的に入所者への指定介護老人福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とできる旨を規定。	【条例】 居室の定員を1人とするが、例外的に知事が特に必要と認める場合は4人以下とすることができる旨を規定。 【要綱】 居室定員を4人以下とすることができる「知事が特に必要と認める場合」については、次のいずれかに該当する場合をいう旨を規定。 ①入所者への指定介護老人福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合で、定員を2人とするとき。 ②土地の取得が極めて困難等の理由により現有敷地内で既存施設を建て替える場合に、土地の形状、面積等の制約により多床室でなければ建築できない場合で、当該施設の所在する市町村から、多床室を設ける必要がある旨の意見の申出があるとき。 ③既存施設を建て替える場合で、サービス利用者の所得の状況等の動向を踏まえて、当該施設の所在する市町村から、多床室を設ける必要がある旨の意見の申出があるとき。 ④その他地域の実情に応じて多床室の整備が必要と認められるとき。
趣 旨	特養の居室は生活の場であるため定員は1人を原則とするが、土地の取得が極めて困難な場合の既存多床型特養の建替えや費用が安価な施設を求める低所得者への配慮等の多様なニーズに対応。

⑥サービスの質の評価や改善の取り組み等の県への報告

国基準	奈良県基準
規定なし	【条例】 事業者は、提供するサービスの質の評価及び改善の取り組み等について、その内容を県に報告する旨を規定。 【要綱】 報告を求めることができる「知事が別に定めるところ」については、次に掲げるものとする旨を規定。 ①施設状況報告書 ②特別養護老人ホーム待機者状況調査書 ③その他知事が介護サービスの質の向上を図るために必要と認める情報の調査
趣 旨	サービスの提供状況等の報告を条例で規定することにより、県内の事業者が、常に質の高いサービス提供を目指して改善に取り組む仕組みを定着させるとともに、県においても良いサービスにつながる実質的指標等の統計・分析を行い、結果を周知する等の取組の促進を図る。

⑦サービス提供記録等の保存年限の延長

（【資料２】「サービス提供記録等の保存義務」）

国基準	奈良県基準
【省令】 記録の保存義務期間を「完結の日から２年間」と規定。	【条例】 介護報酬請求の基礎となる記録の保存義務期間を「完結の日から２年間」から「サービス提供の日から５年間」に変更する旨を条例に規定。 【要綱】 サービス提供の日から５年間保存しなければならない記録を具体的に要綱に規定。
趣 旨	介護報酬返還に関する金銭債権の消滅時効（５年）との整合を図る。

⑧木材利用の推進

国基準	奈良県基準
規定なし	【条例】 施設整備において、内装の木質化等に努める旨を規定。 【要綱】 条例の当該条項は、木が有する効用及び性質が利用者へのサービス提供等に有効であることから、木材の利用に配慮する趣旨である旨を規定。

⑨食べる意欲を高める食事の提供

国基準	奈良県基準
規定なし	【条例】 食べる意欲の維持・向上を意識した献立の工夫に努める旨を規定。 【要綱】 条例の当該条項は、規則的な食事が、単なる栄養の摂取のみにとどまらず生活の質の維持及び向上において重要な意義を有する点にあることを踏まえ、入所者の心身の状況及び嗜好への配慮に加えて旬の食材や郷土食を取り入れる等の献立の工夫に努める趣旨である旨を規定。

⑩生活相談員の資格要件

国基準	奈良県基準
【解釈】 「社会福祉施設等に勤務し又は勤務したことのある者等であって、その者の実績等から一般的に、(略)生活相談員にあつては、入所者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる者」と規定。	【要綱】 「福祉・医療・保健のいずれかの分野において2年以上相談業務に従事し、かつ、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者と同等の能力を有すると管理者が認める者」は生活相談員の資格要件を満たす旨を規定。
趣 旨	生活相談員の資格要件の明確化。

⑪通所介護における看護職員の配置基準

国基準	奈良県基準
【省令】 看護職員の配置基準を「１以上」と規定。「１以上」の具体的内容については規定なし。	【要綱】 看護職員の配置基準である「１以上」とは、単位ごとに、かつ、指定通所介護を提供している時間帯ごとに概ね２時間以上配置されていることをいう旨を規定。
趣 旨	通所介護における看護職員の配置基準の明確化。

⑫通所介護における設備基準

国基準	奈良県基準
【解釈】 「事業所とは、指定通所介護を提供するための設備及び備品を備えた場所をいう。」と規定。	【要綱】 ①事業所等には、従業者及び利用者が居住すべきではない旨を規定。 ②全体を見渡すことができる構造にする等により利用者の安全について十分考慮すべきである旨を規定。 ③食堂及び機能訓練室は、原則として１階に設けるべきである旨を規定。
趣 旨	通所介護における設備基準の明確化。

⑬サービスの提供の記録の記録内容

国基準	奈良県基準
規定なし	【要綱】 サービスの提供記録に、サービスの開始時刻及び終了時刻、利用者の氏名を記録する旨を規定。
趣 旨	介護報酬算定の根拠となる事項の記録の徹底。

⑭ サービス計画の変更時期

国基準		奈良県基準	
規定なし		【要綱】 入所者が要介護更新認定を受けた場合には施設サービス計画を変更する旨を規定。	
趣 旨	要介護度に変更がない場合にも要介護更新認定の際には適切なアセスメント等の実施を確保。		

⑮ 衛生管理等

国基準		奈良県基準	
規定なし			【要綱】 「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」に、感染対策委員会の構成員及び開催頻度を規定する旨を規定。
趣 旨	委員会の構成員・開催頻度を明確化することにより衛生管理体制の充実を促進。		

⑯ 事故発生の防止

国基準		奈良県基準	
規定なし		【要綱】 「事故発生の防止のための指針」に、介護事故の防止のための委員会の構成員及び開催頻度を規定する旨を規定。	
趣 旨	委員会の構成員・開催頻度を明確化することにより事故発生防止体制の充実を促進。		